

平成 2 1 年度  
農林水産政策科学研究委託事業

公 募 要 領

平成 2 1 年 2 月  
農林水産省  
農林水産政策研究所  
大臣官房政策課

## 目 次

募集にあたって（ポイントの紹介）	1
1 公募研究課題及び募集期間について	1
2 研究実施までのスケジュール	1
3 応募の要件	2
4 応募の手順	2
5 研究課題採択までの流れ	2
6 審査の視点	3
7 留意事項	3
8 お問い合わせ先	4
1 事業の概要	5
(1) 目的	5
(2) 事業の仕組み	5
2 応募要件	6
(1) 応募資格	6
(2) 研究機関等及び共同機関の要件等	6
(3) 研究総括者とその要件	7
3 公募する研究課題	7
4 研究の規模及び委託費の内容等	8
(1) 研究費	8
(2) 研究期間	8
(3) 研究委託費の内容	8
5 応募手続	10
(1) 応募の方法	10
(2) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を使用した応募の手順	10
(3) 郵送・持参受付の場合の応募の手順	11
(4) 応募受付期間・応募先等	12
6 研究課題の選定	13
(1) 審査の方法及び手順	13
(2) 審査基準	13
(3) 審査結果の通知等	14
7 研究課題の管理等について	14
(1) 委託契約の締結	14
(2) 研究成果	15
(3) 研究成果等の公表	15
(4) 収益納付について	16
(5) 購入物品の取扱いについて	16

( 6 ) 研究課題の進行管理等	16
( 7 ) 研究課題の評価	17
8 応募に当たってのその他の注意事項	17
( 1 ) 重複応募・重複研究参画について	17
( 2 ) 競争的資金の不合理的な重複及び過度の集中の排除について	17
( 3 ) 研究費の不正使用防止のための対応	18
( 4 ) 虚偽の申請・虚偽報告などの偽りに対する対応	18
( 5 ) 研究上の不正行為防止のための対応	18
( 6 ) 個人情報の取扱い	20
別紙 1 平成 2 1 年度研究テーマの説明	21
別紙 2 府省共通研究開発管理システム ( e-Rad ) による応募について	23
必要書類チェックシート	27
受付通知用はがきの作成について	28
農林水産政策科学研究委託事業応募様式 ( 研究実施計画 )	29

この公募は、本来平成21年度予算が成立した後に行うべきものですが、予算成立後、できるだけ早く委託研究を実施するために予算成立前に行うこととしているものです。今後変更等があり得ることをあらかじめご承知おき下さい。

## 募集にあたって（ポイントの紹介）

### 1 公募研究課題及び募集期間について

農林水産政策科学研究委託事業の課題提案募集については、以下のとおり行います。

研究課題を公募する研究テーマ	応募受付期間
<p>行政部局からの要請等に基づき、農林水産政策推進上の重要性・緊急性が高く、研究の成果が農林水産政策の企画立案に資するものとして毎年度設定される研究テーマに対応した研究課題を募集します。</p> <p>[平成21年度研究テーマ]</p> <p><b>食料・農業に関する国境を越えた企業行動の実態とその国際貿易等への影響の分析</b></p> <p><b>権利取引の農林水産業への適用可能性に関する法経済学的視点からの分析</b></p> <p>研究課題を募集する研究テーマの詳細については、別紙1「平成21年度研究テーマの説明」をご覧ください。</p>	<p>平成21年3月2日 ～平成21年4月30日 (午後3:00まで)</p>

### 2 研究実施までのスケジュール（予定）

平成21年5月上旬～中旬（予定） 1次（書面）審査  
5月下旬（予定） 2次（ヒアリング）審査対象課題通知  
6月上旬（予定） 2次（ヒアリング）審査  
6月中（予定） 採択課題決定  
～7月上旬（予定） 委託の実施（研究開始）

### 3 応募の要件

#### (1) 応募できる研究機関等

研究課題の応募には、下記の ~ のセクターのいずれかに該当する者（以下「研究機関等」という。）又は下記の ~ の各セクター内若しくは複数のセクターの2以上の研究機関等から構成されるグループ（以下「共同研究グループ」という。）であることが必要です。

- セクター 大学及び大学共同利用機関
- セクター 独立行政法人、特殊法人及び認可法人
- セクター 民間企業、公益法人及びNPO法人
- セクター 地方公共団体

#### (2) 研究総括者及び中核機関

研究課題の応募を行う研究機関等は、所属する研究者の中から当該研究課題の実施に責任を有する研究総括者を選定する必要があります。

また、共同で研究に取り組む場合は、研究推進の中核となる中核機関(中核機関は、法人格を有していることが必要です。)を選定するとともに、当該中核機関の研究者の中から、研究課題の実施に責任を有する研究総括者を選定する必要があります。

### 4 応募の手順

#### (1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)( )での応募

研究機関等及び中核機関は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を基本に応募することになります。

応募にあたっては、事前に府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への研究機関等及び研究者情報の登録が必要となります。登録方法については、ポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)をご参照下さい。

なお、登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをして下さい。

#### ( ) 府省共通研究開発管理システムについて

府省共通研究開発管理システムとは、競争的研究資金制度を中心として、研究管理に係る一連のプロセス(応募受付 審査 採択 採択課題管理 成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。

#### (2) 郵送、持参による応募

研究機関等及び研究総括者が、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の研究機関コード・研究者番号を取得するのに時間を要する等、やむを得ない事情により、当該システムを利用しての応募が困難である場合には、郵送(簡易書留又は配達記録を有するもの)又は持参により応募することができます。

ただし、この場合でもe-Radへの研究機関等及び研究者情報の登録作業は同時に進めていただくこととなります。

### 5 研究課題採択までの流れ

審査については、次のとおり行います。

#### (1) 1次(書面)審査

外部専門家等による書面審査の結果をもとに、農林水産政策研究所と大臣官房政策課が協議の上、2次（ヒアリング）審査の対象課題を選定します。

## （2）2次（ヒアリング）審査

外部専門家等を構成員とする農林水産政策科学研究委託事業研究課題評価委員会においてヒアリングを実施し、これをもとに農林水産政策研究所と大臣官房政策課が協議の上、採択課題を決定します。

## 6 審査の視点（詳細は、13～14ページをご覧ください。）

（1）政策的観点	<ul style="list-style-type: none"><li>・政策的観点からみた社会的・経済的意義（重要性、緊急性）</li><li>・政策の企画立案における研究成果の活用の可能性</li><li>・先行する類似研究の有効活用や費用対効果の面から見た研究計画の妥当性</li><li>・研究成果の波及性</li></ul>
（2）科学的観点	<ul style="list-style-type: none"><li>・新規性・先導性等の学術的意義</li><li>・研究方法、研究体制等の効率性</li><li>・目標の明確性・達成可能性</li></ul>

## 7 留意事項

### （1）公募型研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について

応募書類（研究計画書）及び他府省からの情報等により、公募型研究資金の不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、研究課題の採択を見合わせる場合があります。

### （2）研究費の不正使用防止への対応

本事業で実施する研究課題については、農林水産省が示した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）（<http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/koubo/index.html>）に準じて、研究費の不正使用防止に向けた取組を行うことが求められます。

### （3）研究上の不正行為への対応

本事業における研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）に対しては、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）（<http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/koubo/index.html>）が準用されます。

## 8 お問い合わせ先

研究課題の募集については、本要領を熟読の上、応募して下さい。

なお、今回の研究課題の募集に関するお問い合わせ先は、下記のとおりです。

### 問い合わせ先一覧

事業全般に関する問い合わせ先	農林水産政策科学研究委託事業推進事務局 担当：友野、齋藤	TEL 03-6737-9037 午前9:30～午後5:30
府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法等に関する問い合わせ先	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ヘルプデスク	TEL 0120-066-877 （受付時間帯） 午前9:30～午後5:30

土曜日、日曜日、祝日を除く

# 農林水産政策科学研究委託事業 公募要領

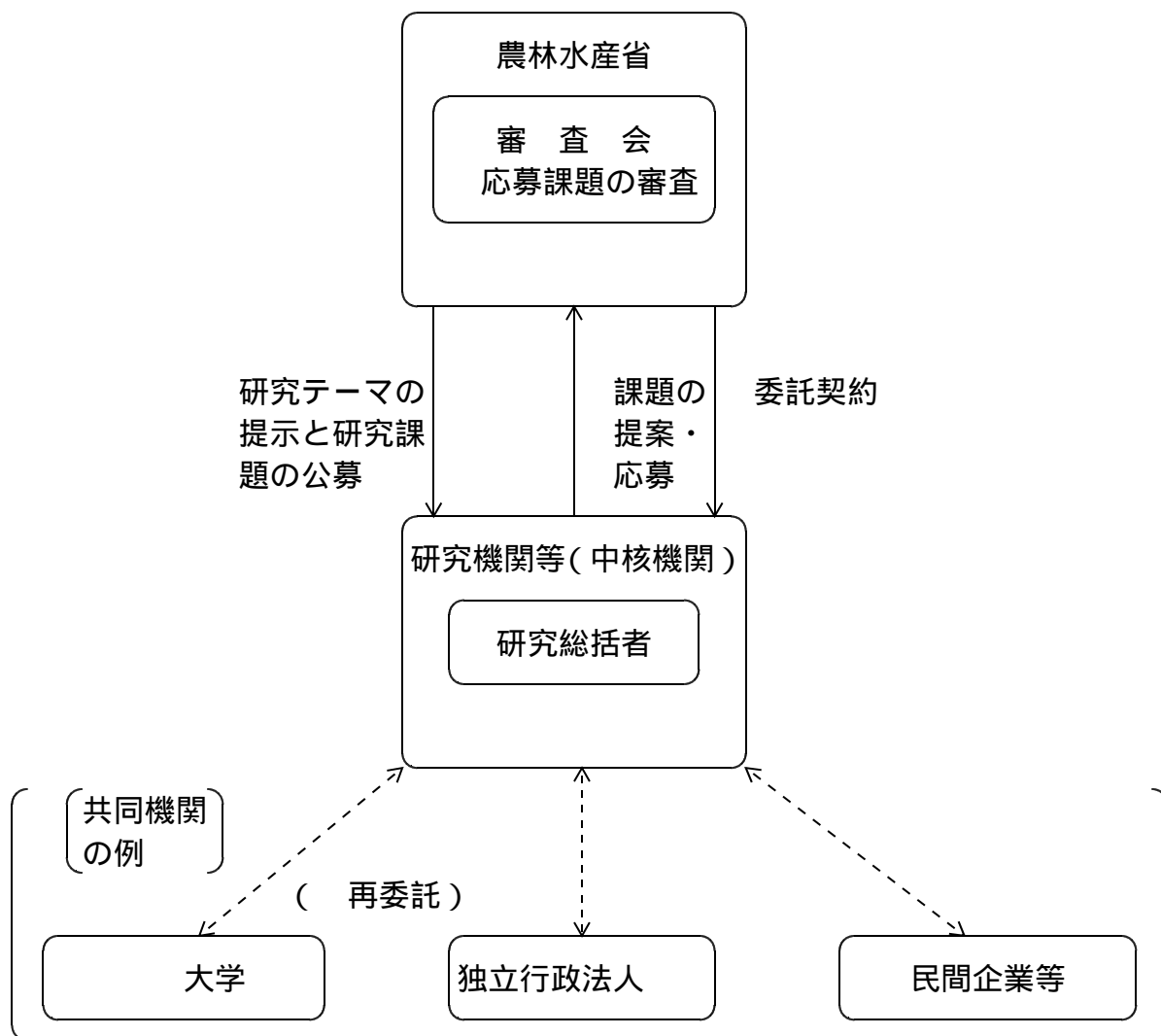
## 1 事業の概要

### (1) 目的

近年、国際的に、食料需給や貿易構造の変化、企業のグローバル化等が急速に進展し、国内的にも、少子高齢化、人口規模の縮小が進むなど、農林水産政策に大きな影響を与えうる環境の変化が生じているところであり、新たな視点や長期的展望に立った政策の企画立案に資する観点から、農林水産政策研究の更なる充実が求められています。

このような状況を踏まえ、本事業は、農林水産省の行政部局の政策研究ニーズによりの確に対応していくことができるよう、従来から行政部局との連携を図りつつ政策研究を実施してきた農林水産政策研究所の関与の下に、大学、シンクタンク等の研究機関の幅広い知見を活用して研究を進めるための新たな枠組みを創設し、科学的・客観的な政策の企画立案に資する政策研究の推進を図ることを目的として実施するものです。

### (2) 事業の仕組み



## 2 応募要件

### (1) 応募資格

本事業への応募には、下記の ~ のセクターのいずれかに該当する者（以下「研究機関等」という。）又は下記の ~ の各セクター内若しくは複数のセクターの2以上の研究機関等から構成されるグループ（以下「共同研究グループ」という。）であることが必須となります。

共同研究グループを構成する場合にあつては、国からの委託契約における受託者としての一切の契約責任を有し研究推進の中核となる機関（以下「中核機関」という。）と、中核機関からの委託を受ける受託者としての契約責任を有する機関（以下「共同機関」という。）に大別します。

セクター 大学及び大学共同利用機関  
セクター 独立行政法人、特殊法人及び認可法人  
セクター 民間企業、公益法人及びNPO法人  
セクター 地方公共団体

（ ~ のいずれにも該当しないと思われる場合は、農林水産政策科学研究委託事業推進事務局（以下「委託研究事務局」という。）までお問い合わせ下さい。（「募集にあたって」の8の「事業全般に関する問い合わせ先」を参照）

委託研究事務局は、農林水産政策研究所と農林水産省大臣官房政策課が共同で、農林水産政策科学研究委託事業に係る委託事務業務を行うために設置した事務局です。

### (2) 研究機関等及び共同機関の要件等

#### [研究機関等の要件]

研究機関等（共同研究グループの場合は中核機関。以下同じ。）は、次の要件を満たすことが必要です。

- ・国内の機関であり、法人格を有すること（個人又は任意組織は研究機関等となることはできません。）
- ・国との委託契約（7の（1）「委託契約の締結」を参照）を締結でき、また、共同で研究に取り組む場合は、国との委託契約に準拠した内容で共同機関との研究調査委託契約を締結できるよう、委託契約及び知的財産に係る事務管理等を行う能力・体制を有していること。
- ・研究課題を受託できる財政的健全性を有していること。
- ・研究の企画調整及び運営管理を行う能力・体制を有していること。
- ・研究を円滑に実施できる能力・体制を有していること。
- ・研究課題の審査・採択に当たって、見直しが必要とされた事項等に関し、研究計画の見直しを行うこと。
- ・公益法人が研究機関等となる場合は、政府全体の公益法人改革の方針に基づき、共同機関への委託費（研究調査委託費）の総額が研究費総額の5割未満となること。

#### [共同研究グループにおける中核機関の役割]

中核機関には、自ら研究を実施するほか、研究推進のために次の役割が求められます。

- ・研究計画に沿って研究を効率的に進めるため、共同機関との情報交換等適切な進行管理を行うこと。

- ・毎年度の研究の進捗状況を確認するとともに、研究計画の必要な見直しを行うため、共同機関等を参集した研究推進会議を開催すること。
- ・研究推進会議及び中間評価の結果を踏まえ、研究計画の必要な見直しを行うこと。
- ・研究成果に関し、特許等を取得又は共同機関に取得を促す等、知的財産権の適切な管理に努めること。

なお、中核機関は、上記活動の一部を他の機関に委託することが可能です。

### **[ 共同機関の要件 ]**

共同機関は、次の要件を満たすことが必要です。

- ・中核機関との委託契約を国との委託契約に準拠した内容で締結できるよう、委託契約及び知的財産に係る事務管理等を行う能力・体制を有していること。
- ・中核機関から研究等を受託できる財政的健全性を有していること。
- ・関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有していること。

共同機関については、研究の効果的・効率的な推進を図る観点から、研究課題の構成と参画機関の役割分担を明確にするとともに、参画機関数は過度に多くならないように配慮して下さい。

また、1小課題（最小単位の課題）は、原則として1機関で分担する体制として下さい。

### **( 3 ) 研究総括者とその要件**

研究課題の応募を行う研究機関等は、所属する研究者の中から当該研究課題の実施に責任を有する研究の総括者（以下「研究総括者」という。）を選定する必要があります。

また、共同研究グループの場合は、中核機関に所属する研究者の中から研究総括者を選定する必要があります。

### **[ 研究総括者の要件 ]**

研究総括者は、次の要件を満たすことが必要です。なお、長期出張により長期間研究が実施できない場合又は異動、定年退職等により研究機関等を離れることが確実である場合には、研究総括者になることを避けて下さい。

- ・原則として研究機関等に常勤的に所属しており、国内に在住していること。
- ・当該研究の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること。
- ・当該研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・進行管理能力を有していること。

## **3 公募する研究課題**

公募する研究課題は、行政部局からの要請等に基づき、農林水産政策の推進上、重要性・緊急性が高く、研究の成果が農林水産政策の企画立案に資するものとして毎年度設定される研究テーマに対応した課題とします。研究テーマに則した、より具体的な研究課題の提案を募集します。

平成21年度に研究課題を募集する研究テーマは、以下の2つです。

**食料・農業に関する国境を越えた企業行動の実態とその国際貿易等への影響の分析**

**権利取引の農林水産業への適用可能性に関する法経済学的視点からの分析**

本事業では、研究期間終了後に行政施策の企画立案等に活用できる水準の成果をあげることが可能と見込まれる研究で、社会科学系研究を主体的に行う研究課題を公募対象とし、以下のような研究課題は公募の対象とはなりません。仮にこのような課題が応募された場合は、審査の対象から除外されることとなりますのでご注意ください。

- ・主として情報収集を目的とする実態調査・分析等の研究課題
- ・主として自然科学系の実験等手法を活用した研究課題
- ・農林水産政策の企画立案に寄与しない研究課題

なお、応募に当たっては、課題採択の審査において、他府省によるものを含め現在実施中の研究課題との重複の有無も判断材料とすることから、他府省を含む公募型研究資金等に基づく研究課題の実施状況について、ホームページ（農林水産省の委託プロジェクト研究（[http://www.s.affrc.go.jp/docs/research\\_fund.htm#research\\_fund](http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund.htm#research_fund)）、競争的資金制度（<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/ichiran.html>）その他の研究資金は各府省のホームページを参照）等により確認して下さい。

## 4 研究の規模及び委託費の内容等

### (1) 研究費

1 課題当たりの研究費（単年度当たり）の上限額は、原則として1千5百万円（間接経費を含む。）、下限額は、原則として1千万円（間接経費を含む。）とします。ただし、適切な研究を進める上で明確な理由があるものは、研究費の妥当性について厳密な評価を行った上で、上記の原則の例外を認める場合があります。具体的な金額については、2次（ヒアリング）審査の結果及び研究実施期間等を考慮し、課題採択とともにお知らせします。

### (2) 研究期間

研究の実施期間は、1課題につき原則として3年以内とします。

また、研究実施期間中に、研究の進捗状況等について審査する中間評価を実施します。この評価の結果によっては、研究の委託を途中で打ち切る等の措置をとることがあります。

### (3) 研究委託費の内容

研究機関等は、国からの委託費として、直接経費、間接経費及び研究調査委託費を、共同機関は、中核機関からの研究調査委託費として、直接経費及び間接経費を計上できます（消費税を含む。）。具体的な内容は、原則として以下の～とします。

**直接経費**…研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費

- A 人件費（研究開発に直接従事する研究員等及び研究推進に係るコーディネートをを行う者の人件費（研究推進に係るコーディネートをを行う者の人件費については、中核機関のみ計上可能））
- B 謝金（研究のアドバイザー等に対する謝金）
- C 研究員等旅費（当該研究機関等に所属する研究員等の調査、連絡等に要する国内外旅費）
- D 委員旅費（研究のアドバイザー等の国内外旅費）
- E 研究費
  - ・賃金（日々雇用の単純労務に服する者に対する賃金）

- ・機械・備品費（ただし、研究機関等として通常備えるべき機械・備品については対象外）
- ・消耗品費（事務用品、燃料等で、長期使用に適さないもの等の代価）
- ・雑役務費（単純なアンケート集計等に要する費用など）
- ・印刷製本費（図書、文書、パンフレット等の印刷代、製本代など）

**間接経費**…研究機関等が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門、その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等、研究の実施を支えるための経費であって、直接経費として充当すべきもの以外の経費。原則として、直接経費の10%に相当する額以上を計上することとし、30%に当たる額を上限として計上できます。

間接経費の執行に当たっては「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成17年3月23日改正）（<http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/koubo/index.html>）に基づき、被配分機関の長の責任下で、使途の透明性を確保し、適切な執行を図って下さい。

なお、間接経費の主な使途の例は以下のとおりです。

管理部門に係る経費

- 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- 管理事務の必要経費
- 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

研究部門に係る経費

- 共通的に使用される物品等に係る経費
- 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費
- 研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- 特許関連経費
- 研究棟の整備、維持及び運営経費
- 設備の整備、維持及び運営経費
- ネットワークの整備、維持及び運営経費

など

その他の関連する事業部門に係る経費

- 研究成果展開事業に係る経費
- 広報事業に係る経費

など

**研究調査委託費**（中核機関のみ計上可能）…共同機関に対する試験研究の委託に要する経費及び研究推進に係る業務の一部を他の機関に委託するために要する経費。

- 1 直接経費に計上できるものは、本委託事業の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、特に消耗品費、光熱水料を計上する場合は注意が必要です。
- 2 機械・備品費については、以下の点にご注意下さい。
  - ・原則として専ら本委託事業を行うために必要な機器のみ購入できます。

- (このような機器であっても購入より借り上げの方が経費を抑えられる場合には、可能な限り借り上げで対応することとし、その場合の経費は雑役務費に計上します。)
- ・当該研究機関等が本来営む業務を実施するために整備した機器を委託事業に使用した場合、その機器が破損もしくは劣化等で使用不能となっても当経費での機器の更新は認められません。
- 3 中核機関が公益法人である場合は、研究調査委託費の総額が委託費総額の5割未満とされているので注意が必要です。

## 5 応募手続

### (1) 応募の方法

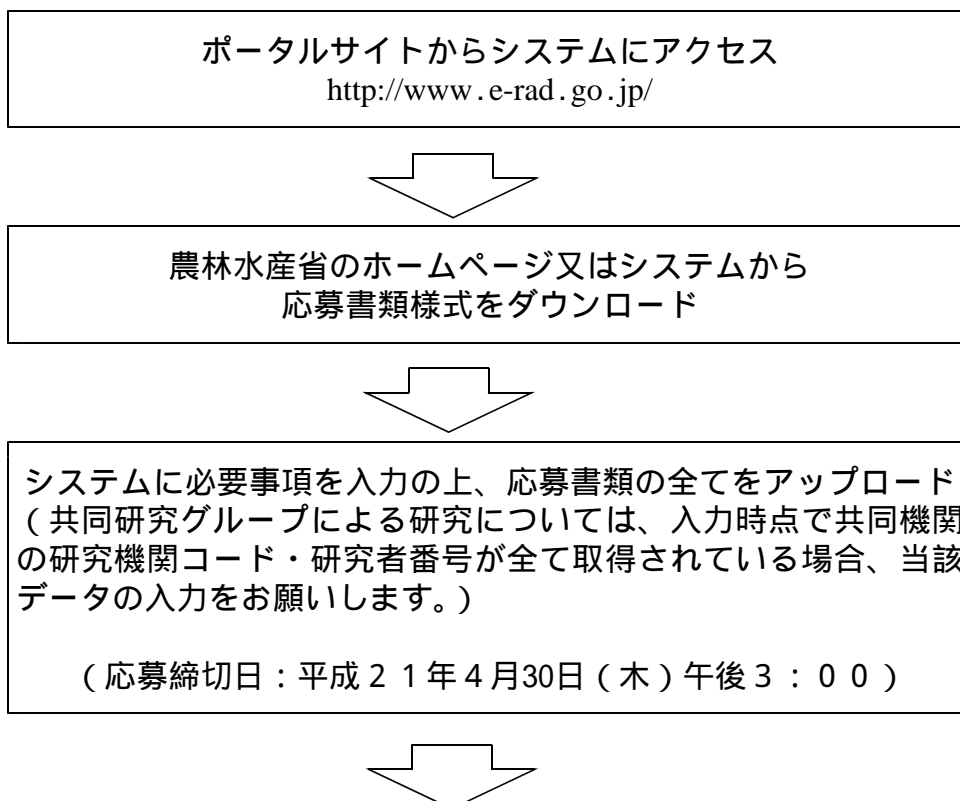
本事業への応募は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での申請が基本となります。

ただし、応募受付期限までに研究機関コード・研究者番号を取得できない等のやむを得ない事情により、当該システムを使用しての申請が困難な場合は、委託研究事務局において、郵送（簡易書留又は配達記録を有するもの）又は持参による申請を受け付けます。この場合、申請を行う研究機関等及び研究総括者は、応募前に、研究機関情報及び研究者情報を当該システムへ登録し、研究機関コード及び研究者番号を取得しておく必要があります。

また、共同研究グループにより研究を行う場合は、共同機関及び共同機関の研究者においても、応募前までに、同様にシステムへの登録を行い、研究機関コード及び研究者番号を取得しておく必要があります。

なお、研究機関情報及び研究者情報の登録並びに応募申請の詳細については、別紙2「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について」をご参照下さい。

### (2) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を使用した応募の手順

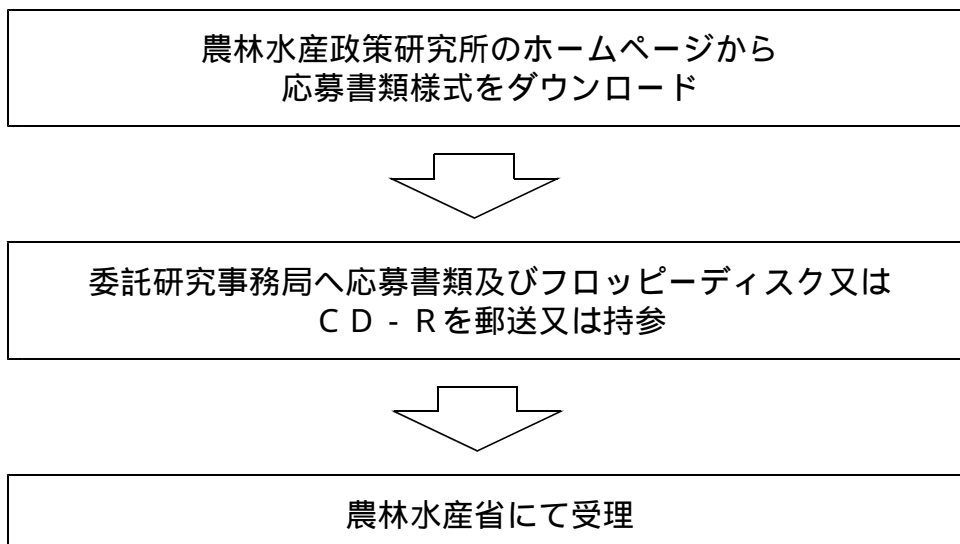


農林水産省にて受理

- 1 共同研究グループによる研究については、共同機関が研究機関コード・研究者番号を取得していない場合であっても、中核機関が当該コード・番号を取得していれば、当該システムへの入力が可能です（この場合、共同研究者の欄へは一切入力を行わないで下さい。）。なお、共同機関の研究機関コード・研究者番号は、後日、農林水産省が入力しますので、中核機関は、4月上旬までに共同機関に研究機関コード・研究者番号を取得させた上で、応募様式3（研究実施体制）のデータを電子媒体にして速やかに委託研究事務局まで提出して下さい。
- 2 申請は、研究機関等の長が行って下さい（申請の際は、システム上で所属研究機関での承認処理が必要です。また、アップロードする応募書類には、研究機関等の長の押印が必要となりますので、押印した応募書類をPDFに変換してアップロードして下さい。）。採択後は研究機関等と農林水産政策研究所が委託契約を締結し、以後の経理事務について研究機関等が責任を持って管理することになるため、応募の際には予め経理担当者との連絡調整を十分に行って下さい（特に、委託契約にあたり、予め予算措置がなされていることが不可欠な地方公共団体の研究機関におかれましては、予算措置がされていない場合、不採択となりますのでご注意下さい。）。

### （3）郵送・持参の場合の応募の手順

研究機関等が、やむを得ない事情により、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を使用して申請することが困難な場合の手続き



- 1 研究機関等の研究機関コード・研究者番号は、後日、農林水産省が入力しますので、4月上旬までに、研究機関コード・研究者番号を取得した上で、様式3（研究実施体制）のデータを電子媒体にして速やかに委託研究事務局まで提出して下さい。  
また、共同機関の研究機関コード・研究者番号についても、同様の手続きを行いますので、中核機関は、4月上旬までに共同機関に研究機関コード・研究者番号を取得させた上で、共同機関分のデータを追記した様式3（研究実施体制）のデータ

を電子媒体にして速やかに委託研究事務局まで提出して下さい。

- 2 応募書類の提出は、研究機関等の長が行って下さい（応募書類には、研究機関等の長の押印が必要となります。）。採択後は研究機関等と農林水産政策研究所が委託契約を締結し、以後の経理事務について研究機関等が責任を持って管理することになるため、応募の際には予め経理担当部局との連絡調整を十分に行って下さい。応募には、以下の ~ の書類等が必要です。

【書類受付】 ~ の応募書類を期日までに郵送または持参

必要書類チェックシート  
応募書類（研究実施計画）（書類及び電子ファイル）  
・書類... 1部  
・電子ファイル... フロッピーディスク又はCD-R 1枚  
補足資料  
受付通知用はがき

なお、応募書類は、ワープロ・表計算ソフト（「一太郎」又は「Microsoft Word、Excel」を推奨）により日本語で記入し、A4版、片面印刷で、通しページを下段中央に付して下さい。

応募書類様式は、農林水産政策研究所のホームページからダウンロードできます。  
（<http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/koubo/index.html>）

#### （4）応募受付期間・応募先等

【府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による受付】

応募受付期間：平成21年3月2日（月）～  
平成21年4月30日（木）午後3：00まで  
システムの利用可能時間帯  
（月～金）午前6：00～翌午前2：00まで  
（日曜日）午後6：00～翌午前2：00まで  
土曜日は運用停止とします。なお、祝日であっても、上記の時間帯は利用可能です。  
ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。  
運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。  
連絡先等：別紙2「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による登録について」をご参照下さい。

【郵送・持参による受付】

応募受付期間：平成21年3月2日（月）～  
平成21年4月30日（木）【必着】  
応募受付時間：月曜～金曜（祝祭日を除く）  
（持参の場合）午前10：00～12：00、午後1：00～4：30  
最終日は午後3：00まで  
応募先：〒100-0013  
東京都千代田区霞が関3-1-1中央合同庁舎第4号館  
農林水産省農林水産政策研究所内  
農林水産政策科学研究委託事業推進事務局  
電話：03-6737-9037

## (応募書類作成に当たっての留意事項)

- ・ 応募書類（研究実施計画）の作成に当たっては「(別紙3) 研究実施計画作成上の留意事項」をご参照下さい。
- ・ 締切期限を過ぎての応募書類等の受付は行いません。なお、郵送等で応募する場合、配達等の都合で締切時刻までに届かない場合がありますので、期限に余裕を持って送付されるようご注意下さい。また、FAXや電子メールによる応募は一切受け付けません。
- ・ 本公募要領に示された様式以外での応募及び応募後の書類等の変更は認められません。
- ・ 提出された応募書類に不備がある場合は、審査対象とならないことがあります。
- ・ 提出された応募書類等は返却いたしません。
- ・ 応募内容に関する秘密は厳守いたします。
- ・ 締切日間際は、たいへん混雑しますので、余裕を持って、早めに応募して下さい。
- ・ 応募書類受付後1週間は、委託研究事務局より、内容についての確認等の連絡をする場合がありますので、出張の場合は携帯電話の連絡先の周知を図る等、研究総括者に確実に連絡が取れるようにして下さい。
- ・ 郵送・持参による応募の場合、応募受付後、受付番号を受付通知用はがきに記載して返送します。合否通知等は、受付番号で発表しますので受付通知用はがきは紛失しないようにして下さい。

## 6 研究課題の選定

### (1) 審査の方法及び手順

1次（書面）審査、2次（ヒアリング）審査を経て、採択課題を決定します。

#### スケジュール

平成21年5月上旬～中旬（予定） 1次（書面）審査  
5月下旬（予定） 2次（ヒアリング）審査対象課題通知  
6月上旬（予定） 2次（ヒアリング）審査  
6月中（予定） 採択課題決定  
～7月上旬（予定） 委託の実施（研究開始）

#### 1次（書面）審査

外部専門家等による書面審査の結果をもとに、農林水産政策研究所と大臣官房政策課が協議の上、2次（ヒアリング）審査の対象課題を選定します。2次審査の対象となった課題については、研究総括者に直接連絡いたします。

#### 2次（ヒアリング）審査

外部専門家等を構成員とする農林水産政策科学研究委託事業研究課題評価委員会を開催し、研究総括者に対するヒアリングを実施し、これをもとに農林水産政策研究所と大臣官房政策課が協議の上、採択課題を決定します。ヒアリングの日程については、委託研究事務局より別途お知らせします。

なお、審査は非公開で行われますが、申請課題の利害関係者は、当該課題の審査からは排除されることになっています。

また、外部専門家等については、採択課題決定まで非公開とします。

### (2) 審査基準

審査の項目は以下のとおりです。及びの各観点の重要性を考慮して重み付けを行った上で、総合点を算出し、点数の高い研究課題を優先的に採択します。なお、採択に当たっては、研究計画の見直し等の条件が付されることがあります。

## 政策的観点

### (必要性)

#### A 政策的観点から見た社会的・経済的意義(重要性、緊急性)

この項目では、農林水産省が実施する取組への貢献の視点から重要性及び緊急性の程度を評価します。

#### B 政策の企画立案における研究成果の活用の可能性

この項目では、農林水産省における政策の企画立案への活用の可能性の程度を評価します。

### (効率性)

#### C 先行類似研究の有効活用や費用対効果の面から見た研究計画の妥当性

この項目では、主に、先行する類似研究における研究成果が活用された研究計画となっているか、また研究の費用対効果の面から研究コストが適切と見込まれるかについて評価します。

### (有効性)

#### D 研究成果の波及性

この項目では、農林水産省における政策の企画立案への貢献及び政策の企画立案を通じた社会への貢献の視点から、波及性の程度を評価します。

## 科学的観点

### (必要性)

#### A 学術的意義(新規性、先導性)

### (効率性)

#### B 研究計画の効率性(研究コスト及び費用対効果、研究期間、研究方法、研究体制等)

この項目では、研究費の積算に係る厳密な評価を行いますので、研究計画に基づく使途が明確となる積算を行ってください。積算が過大である等の場合は研究内容のいかに関わらず採択しないことがあります。

### (有効性)

#### C 目標の明確性・達成可能性

## (3) 審査結果の通知等

審査の結果(採択又は不採択の結果とその理由等)については、採択課題決定後、速やかに研究総括者にお知らせします。

また、課題の審査・採択の際に見直しが必要とされた事項等については、審査結果の通知の際に、その旨を併せてお知らせしますので、これを踏まえ、研究総括者には研究計画の必要な見直しを行っていただきます。

なお、採択された研究課題については、課題名、研究機関、課題の概要等について、

農林水産省のホームページ等を通じて公表します。

## 7 研究課題の管理等について

### (1) 委託契約の締結

採択された研究課題については、農林水産政策研究所及び大臣官房政策課が研究計画の見直しの要否について確認を行った上で、国の予算の成立後速やかに農林水産政策研究所と研究機関等(共同研究グループの場合は中核機関)の長との間で委託契約を締結します。

委託契約の締結に当たっては、以下の点にご留意下さい。

契約上の要件として、平成19・20・21年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等(調査・研究)」の区分における資格の取得が必要です。このため、現在この資格のない研究機関等は、平成21年4月中旬までに取得して下さい。資格の取得に係る詳細な情報については、統一資格審査申請受付サイト(<https://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>)をご参照下さい。

なお、地方公共団体においては、取得する必要はありません。

研究機関等には契約に必要な書類を速やかに提出していただくこととなりますが、書類に不備がある場合や、契約条件が合致しない場合(研究委託条件が合致しない場合を含む。)には、委託契約の締結ができない場合もありますので、採択された場合には、契約書の内容を十分確認して下さい。

委託契約は年度単位となりますので、次年度以降はその都度契約することとなります。

### (2) 研究成果

#### 実績報告書

研究を実施した研究機関等の長は、毎年度、委託契約書に基づく実績報告書を委託研究事務局に提出していただきます。

#### 研究成果の帰属

委託研究を実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場合、以下のA～Cの条件を遵守していただく(遵守に係る確認書を提出していただく)ことを前提条件に、その知的財産権の帰属先を、研究機関等とすることができます。また、中核機関から共同機関への研究調査委託に係る知的財産権の帰属先も、同様の条件により共同機関とする(必要に応じて、中核機関と当該共同機関との間での持ち分を定める)ことができます。詳細については、委託研究事務局にお問い合わせ下さい。

- A 研究成果が得られた場合には、遅滞なく国に報告すること。
- B 国が公共の利益のために、特に必要があるとして要請する場合、国に対し、当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。
- C 当該知的財産権を相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、国が特に必要があるとして要請するとき、第三者への実施許諾を行うこと。

1 本事業は、国の委託事業であることから、日本国内の農林水産業の振興に支障を来すなど農林水産施策の推進上、不相当と判断される場合には、研究機関等に知的財産権を帰属させることができません。したがって、帰属の際にはその旨の条件を課しますのでご留意下さい。

2 帰属を受けた知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は実施許諾等を行

う場合には、農林水産省の承認が必要です。

- 3 上記の 1 及び 2 のほか、本事業の研究成果によって得られた知的財産権については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」(平成18年5月23日総合科学技術会議)に基づき、対応することとします。

### (3) 研究成果等の公表

本事業の研究成果については、農林水産政策研究所が、研究成果発表会や、冊子等により公表します。その際、研究機関等に協力を求めることがありますのでご承知おき下さい。

また、本事業の研究成果は、政策の企画立案への貢献のみならず、学術面での高い貢献も求められることから、各研究機関等においては、原則としてその研究成果について学会誌(査読付き)への論文投稿を行っていただきます。また、本事業による研究内容及び成果について、学会誌への論文投稿の他、プレスリリース、インターネット、シンポジウム等により公表する場合には、事前に、委託研究事務局に連絡していただくこととなります。

なお、公表に当たっては、「農林水産政策科学研究委託事業」を活用して行っているものであることを明示していただきます。

### (4) 収益納付について

研究課題を実施した研究機関等(共同研究グループの場合は中核機関)の長は、本事業の研究成果による収益状況を本事業が終了した翌年度から起算して5年間、毎事業年度末から90日以内に農林水産政策研究所長に報告していただきます。報告により相当の収益が得られたと認められた場合には、以下により、収益の一部に相当する金額を納付していただきます。

本事業に係る特許権等の譲渡又は実施権の設定により収益が生じた場合の納付額  
納付額 = 収益額 × (本事業により交付された研究費の確定額の総額 / 本事業に関連して支出された研究費総額) × 1 / 2

式中「本事業に関連して支出された研究費総額」とは、本事業により交付された研究費の確定額の総額及び当該特許権等を得るために要した本事業に関連して研究機関等が自ら支出した研究費の総額の合計額をいいます。

本事業の成果の企業化により収益が生じた場合の納付額

納付額 = 収益額 × (本事業により交付された研究費の確定額の総額 / 企業化に係る総費用) × 企業化利用割合 × 1 / 2

- 1 式中「収益額」とは、本事業の成果に係る製品ごとに算出される営業利益をいいます。
- 2 式中「企業化に係る総費用」とは、研究費の確定額の総額及び当該製品の製造に係る設備投資等の費用の合計額をいいます。
- 3 式中「企業化利用割合」とは、製品全体の製造原価に占める、本事業に係る成果物の製造原価の割合をいいます。

### (5) 購入物品の取扱いについて

委託事業により研究機関等が取得した物品は、委託事業期間内は研究機関等の所有

となり、善良な管理者の注意を持って管理していただくこととなります。委託事業終了後の取り扱いについては、別途、国への返還の要否をお知らせすることにしていきます。本事業の購入物品である旨、管理簿に登録したうえで、物品にシールを貼るなどして明記して下さい。

また、共同機関が取得した物品は、共同機関の所有となり、同様に善良な管理者の注意を持って管理していただくこととなります。試験研究調査委託事業終了後の取り扱いについては、中核機関を通じてお知らせします。

## **(6) 研究課題の進行管理等**

プログラムオフィサーを主査とする研究推進チームによる助言・指導

本事業の実施に当たっては、プログラムオフィサー（課題の選定、評価、フォローアップ等の進行管理を行う責任者として農林水産政策研究所の職員の中から農林水産政策研究所長が指名した者）を主査として、農林水産省の職員の中から構成される研究推進チームが研究の進捗状況を把握し、必要に応じ助言・指導等を行います。

研究推進会議の開催

共同研究グループの場合、中核機関には、毎年度、参画研究機関による研究の推進状況を確認していただくとともに、研究計画の必要な見直しを機動的に行うために、参画研究機関等を参集した研究推進会議を開催していただきます。

また、研究推進会議には、必要に応じ、研究推進チーム等が参画し、研究の推進に関する必要な助言・指導を行います。

研究計画書及び研究推進状況の報告

研究課題の実施に当たっては、毎年度、研究計画書及び研究推進状況報告書を提出していただきます。研究の進捗状況によっては、研究費の減額、研究の中止を求めることがあります。

## **(7) 研究課題の評価**

中間評価

研究開始2年度目以内に中間評価を実施します。

中間評価の結果によっては研究計画の見直し、研究費の減額、研究の中止を求めることがあります。

事後評価

研究実施期間終了後に事後評価を実施します。

## **8 応募に当たってのその他の注意事項**

### **(1) 重複応募・重複研究参画について**

同一の者が研究総括者として2件以上応募することは、差し控えて下さい。

なお、同一の者が研究の分担者として複数の研究課題に参画することは差し支えありませんが、応募書類に記載するエフォート（研究専従率）は正確に算出して下さい。また、研究総括者が異なれば同一機関が複数課題の研究機関等として応募することは可能です。

### **(2) 公募型研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について**

本事業の応募の際には、他府省を含む他の公募型研究資金等の応募・受入状況（制度名、研究課題名、実施期間、研究予算額、エフォート（研究専従率）等）を応募書類に記載していただきます（様式4の3（研究体制）を参照）。なお、応募書類に事

実と異なる記載をした場合は、研究課題の採択の取消又は委託契約の解除、委託費の返還等の処分を行うことがあります。

課題採択に当たっては、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ(平成19年12月14日改正)) (<http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/koubo/index.html>) に準じ、研究計画書及び他府省からの情報等により、公募型研究資金の不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、研究課題の採択を見合わせる場合等があります。

なお、このような課題の存在の有無を確認する目的で、課題採択前に、必要な範囲内で、採択予定課題及び研究計画書の内容の一部(制度名、研究者名、所属機関、研究課題、研究概要、予算額等)を他府省を含む他の公募型研究資金担当部局に情報提供する場合があります。

### (3) 研究費の不正使用防止のための対応

#### 不正使用防止に向けた取組

農林水産省では、研究費の不正使用防止への対応について、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」(平成18年8月31日総合科学技術会議)に則り、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知) (<http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/koubo/index.html>) を策定しました。

本事業で実施する研究活動には、このガイドラインが準用されますので、各研究機関等においては、このガイドラインに沿って、研究費の適正な運営・管理体制の整備等を行っていただく必要があります。また、その実施状況について、必要な報告等をしていただきます。更に、必要に応じ、委託研究事務局による現地調査を行う場合があります。

#### 不正使用等が行われた場合の措置

(ア) 本事業及び他府省を含む他の公募型研究資金等において、研究費の不正使用又は不正受給を行ったために、委託費の全部又は一部を返還した研究課題の研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、一定期間、本事業への参画を認めないこととします。

- ・不正使用を主導的に行った研究者：委託費を返還した年度の翌年度以降2年以上5年以内の間でその不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
- ・不正受給を主導的に行った研究者：委託費を返還した年度の翌年度以降5年間
- ・不正使用又は不正受給を共謀して行った研究者：その不正使用又は不正受給を主導的に行った研究者と同一の期間
- ・他府省を含む他の公募型研究資金等において不正使用又は不正受給を主導的に行った研究者及び共謀して行った研究者：当該公募型研究資金等において応募を制限することとされた期間と同一の期間

(イ) 本事業において研究費の不正使用又は不正受給を行ったため、委託費の全部又は一部の返還措置がとられた場合、その情報を他の公募型研究資金等を所管する国の機関に提供します。このことにより、他の公募型研究資金等においても応募が制限される場合があります。

### (4) 虚偽の申請・虚偽報告などに対する対応

本事業において、申請内容や採択後の報告内容で虚偽行為が明らかになった場合、

実施課題に関する委託契約が取り消され、委託費の一括返済、損害賠償等を委託先である研究機関等に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者については、上記(3)の不正受給を行った場合と同様の措置がとられます。

## (5) 研究上の不正行為防止のための対応

### 不正行為防止に向けた取組

農林水産省では、研究上の不正行為(発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用)に関し、「研究上の不正に関する適切な対応について」(平成18年2月28日総合科学技術会議)に則り、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」(平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知)(<http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/koubo/index.html>)を策定しました。

本事業で実施する研究活動には、このガイドラインが準用されます。各研究機関等においては、このガイドラインに沿って、研究活動の不正行為に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、不正行為の告発があった場合に調査委員会を設置し調査を行う等、研究活動の不正行為に対応する適切な体制の整備等を行っていただく必要があります。

### 不正行為が行われた場合の措置

本事業を含む上記ガイドラインの対象となる資金(以下「対象資金」という。)に係る研究活動において、不正行為が行われたと認定された場合、下記ア)の当該認定に係る者に対し、下記イ)の措置がとられます。

#### ア) 措置の対象者

措置は次の者が対象となります。

- a. 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の、不正行為に関与したと認定された著者(共著者を含む。以下同じ。)
- b. 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、当該不正行為に関与したと認定された者
- c. 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者

#### イ) 措置の内容

ア)に掲げる者に対して、以下のa. からe. のうち一つあるいは複数の措置が講じられます。措置の内容は、不正行為の重大性、悪質性、個々の被認定者の不正行為への具体的な関与の度合や不正行為があったと認定された研究(グループ)における立場、不正行為を防止するための努力の有無等を考慮し、事案ごとに定められます。

##### a. 資金の打ち切り

ア)に掲げる全ての者に対して、不正行為があったと認定された研究に係る本事業の研究資金の配分を打ち切る等

##### b. 資金の申請の不採択

対象資金で、不正行為が認定された時点でア)に掲げる者が研究代表者として申請されているものについては採択しない等

##### c. 不正行為に係る本事業の研究資金の返還

不正行為があったと認定された研究に配分された研究費(間接経費若しくは管

理費を含む。)の一部又は全部の返還

d. 資金の申請制限

a) ア)のa.に掲げる者

本事業の研究資金に対する研究代表者、研究分担者(共同研究者)及び研究補助者としての応募について、不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年

b) ア)のb.に掲げる者

本事業の研究資金に対する研究代表者、研究分担者(共同研究者)及び研究補助者としての応募について、同じく2年から10年

c) ア)のc.に掲げる者

本事業の研究資金に対する研究代表者、研究分担者(共同研究者)及び研究補助者としての応募について、同じく1年から3年

e. 措置内容の公表

原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた本事業の研究資金に係る制度の名称及び当該研究費の金額、研究内容と不正行為の内容等の公表

本事業において不正行為に関与したと認定された者(上記ア)のa.又はb.に該当)については、他府省を含む国費による研究資金を所管する機関に当該研究不正の概要(研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他の公募型研究資金等への応募についても制限される場合があります。応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2年間から10年間となります。また、不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者(上記ア)のc.に該当)についても上記と同様の措置がとられます。応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1年間から3年間となります。

## (6) 個人情報の取扱い

本事業に係る応募書類及び府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に登録された個人情報は、委託研究事務局が本事業の採択の採否の連絡、今後の契約手続、評価の実施等、業務のために利用及び提供するほか、上記(2)~(5)に基づく情報提供を行う場合があります。また、当該システムを経由して内閣府の「政府研究開発データベース」( )に提供されます。

なお、採択された個々の研究課題に関する情報(研究課題名、研究概要、研究機関名、研究者名、研究実施期間等)は、行政機関が保有する情報として公開されることとなります。

以上のことを予めご了解の上、応募書類へのご記入をお願いします。

( ) 政府研究開発データベースについて

政府研究開発データベースとは、国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、総合科学技術会議において、各種情報(研究者、研究テーマ、研究費、研究成果等)について一元的・網羅的に把握し、関係する政府部内において必要情報を検索・分析できるデータベースです。なお、本データベースは一般公開されておりません。

## 平成 2 1 年度研究テーマの説明

## 研究テーマ名

食料・農業に関する国境を越えた企業行動の実態とその国際貿易等への影響の分析

## 研究テーマの目標

企業の国境を越えた活動が、商品の輸出入はもとより、投資や投機等を含む多様な形態で急速に進展しており、その国際貿易等に及ぼす影響が強まっている。こうした状況の中、我が国の食料・農業をとりまく環境の変化に即した政策的対応に資する知見を得るためには、国内外の企業のグローバルな活動実態を多角的に把握し、その国際貿易や我が国の食料供給に与える影響を実証的かつ理論的に分析した上で、今後の見通しをシナリオ別に提示することが必要である。これを基に、さまざまな状況変化に対応した戦略的な施策の検討に資する知見を得る。

## 想定される課題の例

穀物等の国際戦略物資化の新たな展開と国際貿易への影響の見通し

多様な形態による国境を越えた農地取得の動向と見通し並びに我が国の戦略的対応のあり方

多様な金融派生商品の実態とその国際貿易及び我が国の食料供給に与える影響

我が国における農産物・食料の開発輸入の展開過程と食料供給における影響の見通し

食料・農業関連企業のグローバルな企業行動を組み入れた新たな貿易理論の構築

## 研究テーマ名

権利取引の農林水産業への適用可能性に関する法経済学的視点からの分析

## 研究テーマの目標

市場経済のグローバルな展開等を背景として、多様な権利が新たに商品化され、その国際的取引が活発化しており、こうした動きが各国・地域の産業構造に及ぼす影響も強まってきている。また、土地利用や生産面において、単なる規制だけではなく、権利取引の手法を組み合わせることで円滑な調整を図るといった種々の提案もなされている。このため、さまざまな金融派生商品、土地開発権、生産権等を始めとする、新たな権利取引(温室効果ガスの排出権取引に関するものを除く)の実態及びその背景を多角的に把握し、その農林水産業に与える影響や経済、行政、社会上の効果を実証的かつ理論的に分析した上で、我が国農林水産業への適用可能性と意義や枠組みを戦略的に検討する。

## 想定される課題の例

権利取引の歴史を踏まえた今日的意義に関する理論的・実証的分析

諸外国の需給調整における生産割当の権利取引に係る経済学的評価

我が国に生産権取引が導入された場合の課題と今後の展開方向に関する分析

土地利用管理や水資源保全における権利取引導入の効果と課題及び他の政策手段との組み合わせの可能性に関する分析

補助金受給に関する権利取引の実態と今後の見通し

## 府省共通研究開発管理システム（e-Rad） による応募について

### 1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付 審査 採択 採択課題管理 成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

### 2 府省共通研究開発管理システムの操作方法に関する問い合わせ先

本制度に関する問い合わせは、委託研究事務局にて受け付けます。

府省共通研究開発管理システムの操作方法に関する問い合わせは、ヘルプデスクにて受け付けます。

農林水産省のホームページ及び府省共通研究開発管理システムのポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）をよく確認の上、問い合わせして下さい。

なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

<b>事業全般に関する 問い合わせ先</b>	<b>農林水産政策科学研究委託事業推進事務局</b> <b>担当：友野、齋藤</b>	<b>TEL 03-6737-9037</b> <b>午前9:30～午後5:30</b>
<b>府省共通研究開発 管理システム（e- Rad）の操作方法 に関する問い合わ せ先</b>	<b>府省共通研究開発管理システム（e-Rad） ヘルプデスク</b>	<b>TEL 0120-066-877</b> <b>（受付時間帯）</b> <b>午前9:30～午後5:30</b> <b>土曜日、日曜日、祝日 を除く</b>

### 3 府省共通研究開発管理システムの使用に当たっての留意事項

#### 府省共通研究開発管理システムによる登録

府省共通研究開発管理システムによる登録は、平成21年3月2日（月）から受け付けます。

操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp/>）から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募して下さい。

#### システムの利用可能時間帯

（月～金）午前6：00～翌午前2：00まで

（日曜日）午後6：00～翌午前2：00まで

土曜日は運用停止とします。なお、祝日であっても、上記の時間帯は利用可能です。

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うこと

があります。

運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

### 研究機関等の登録

システムを利用して応募する場合、研究総括者の所属する研究機関等の情報が応募時までに登録されている必要があります。

研究機関等の登録方法については、ポータルサイトを参照して下さい。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをして下さい。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された研究機関等を所属研究機関と称します。

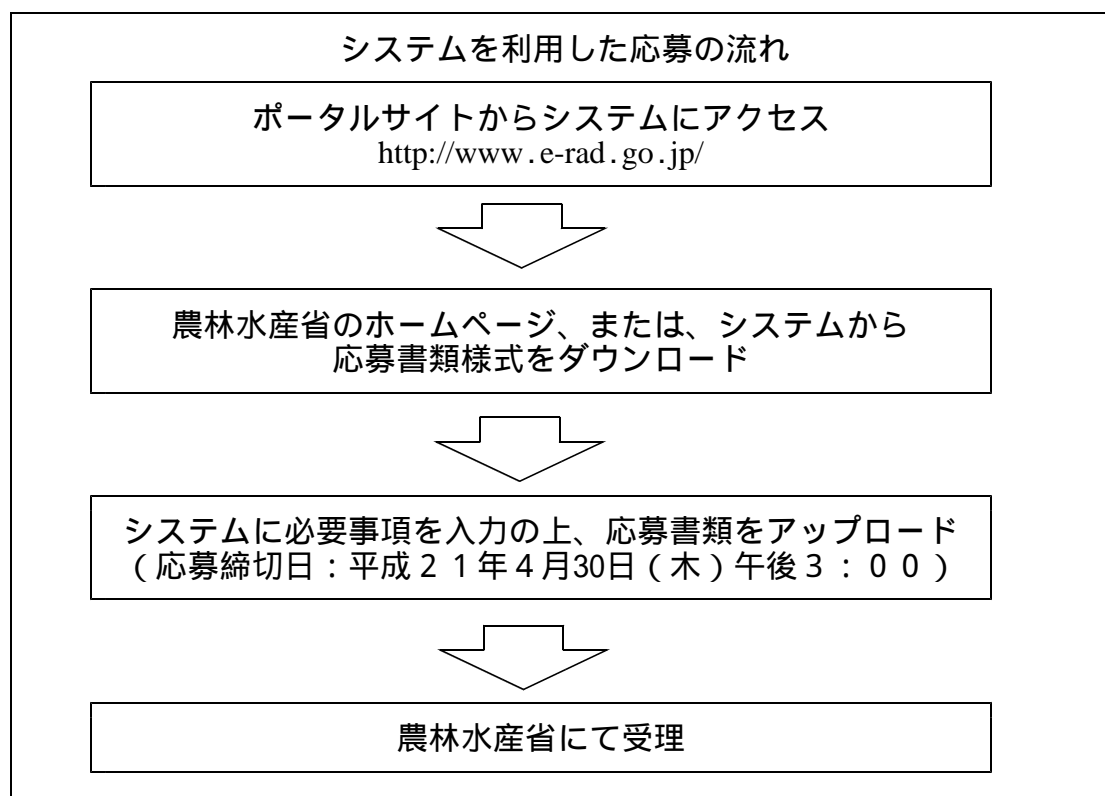
### 研究者情報の登録

本事業に応募する研究総括者は、研究者情報を登録し、システムログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

### 個人情報の取扱い

応募書類に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度や本事業の業務上も必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）する他、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を經由し「内閣府の政府研究開発データベース」へ提供されます。

## 4 システムを利用した応募の流れ



## 5 応募書類の注意事項

システムの操作マニュアルは、上記ポータルサイトよりダウンロードして下さい。  
なお、現在マニュアルをお持ちの際でも、ポータル上のマニュアルと版が同じであるかを御確認下さい。

本事業の内容を確認の上、所定の様式をダウンロードして下さい。

応募書類（アップロードファイル）は「Word」、「一太郎」、「PDF」のいずれかの形式にて作成し、応募して下さい。「Word」、「一太郎」、「PDF」のバージョンについては、ポータルサイトを参照して下さい。

応募書類に貼り付ける画像ファイルの種類については、マニュアル3.4を参照してください。

アップロードできるファイルの最大容量は、3 Mbyte です。

作成した応募書類は、アップロードを行うと、自動的に PDF ファイルに変換されます。

なお、外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認して下さい。利用可能な文字については、ポータルサイトを参照して下さい。

応募書類は、応募者が農林水産省へ提出するまでは内容を修正することは可能ですが、農林水産省へ提出した時点で内容を修正することはできません。

応募書類の受理状況を、「受付状況一覧画面」から確認して下さい。

この公募要領に関するお問い合わせ先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1  
中央合同庁舎第4号館  
農林水産省農林水産政策科学研究委託事業推進事務局  
電 話：03-6737-9037  
FAX：03-6737-9600

ホームページアドレス

<http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/koubo/index.html>

## 必要書類チェックシート（郵送・持参による提出用）

### 1 応募に必要な書類等

本チェックシート（:チェックを付したものの1枚） 研究実施計画（書 類）1部 （電子ファイル）フロッピーディスクまたはCD（1枚） 補足資料（各1部） 受付通知用はがき（切手を添付したものの1枚）
--

### 2 研究実施計画の内訳

研究課題総括表 研究課題内容 研究実施体制 経理事務体制について	様式1 様式2 様式3 様式4
---	--------------------------

### 3 補足資料の内訳

民間企業、公益法人又はNPO法人が中核機関又は共同機関として参画している場合には、(1)又は(2)の該当するものを補足資料として提出して下さい。

なお、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を使用して申請する場合に、ファイル容量の関係等で当該システムに下記の補足資料をアップロードできない場合は、郵送で委託研究事務局に提出して下さい。

#### (1) 民間企業の場合

経歴書（経歴が確認できる会社案内等も可） 最新の決算（営業）報告書1年分（又はそれに準じるもの）
---

#### (2) 公益法人、NPO法人の場合

定款又は寄附行為 最新の決算（営業）報告書1年分（又はそれに準じるもの）
---

#### (注意)

研究実施計画は、ワープロ・表計算ソフト（一太郎、Microsoft Word、Excel を推奨）による日本語で記入し、書類はA4版、片面白黒印刷で、通しページを下段中央に付して下さい。なお、提出に際しては、左肩をクリップで止めて下さい。

## 受付通知用はがきの作成について

応募の受付の通知をしますので、下記に示した内容のはがきを1枚同封して下さい。なお、枠組み、書き込み内容とも、手書きでも結構です。

表

切手	-	住所
または 官製は がき	研究 総括 者氏 名	

裏

受付通知書	
研究課題名	
受付番号	

受付番号は、農林水産政策科学研究委託事業推進事務局で記入します。

# 農林水産政策科学研究委託事業

## 応募様式（研究実施計画）

（このページは提出の必要はありません。）